

特別養護老人ホーム整備事業者募集の早期開始を求める決議(案)

先の埼玉県議会２月定例会において、「特別養護老人ホーム等整備事業費」執行を停止する付帯決議が採択された。これは、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の待機者数に対して計画増床数が少なすぎる問題や介護職員の不足、現時点で県内特養の空きベッドが７０２床あることなどの理由をあげて、これらの解決策を明らかにし、第７期埼玉県高齢者支援計画との整合性を図り、議会に報告し、確認がとれるまで上記の予算の執行を停止するというものである。

予算特別委員会の審議を通じて、平成２９年度までに採択された事業は、予定通り執行されるものの、来年度以降新設される特養の募集事務は停止されることが明らかになっている。

しかし、本市の特養待機者数は１７７名にのぼり、高齢者が高齢者を介護する老老介護、認知症患者が認知症患者を介護する認認介護など、家族介護は限界となっている。

もとより介護現場で働く職員の確保が急務であることは議論の余地がなく、一部にある特養の空きベッドも早期に解決されなければならない。しかし、特養の待機者解消や介護職員不足、空床問題を理由に、新規募集を凍結することは、介護サービスを切実に求める高齢者やその家族にしわ寄せがいくだけで、矛盾をいっそう深刻にするだけである。

介護職員不足は職員の配置基準や介護報酬、他産業より低い処遇や労働環境を放置してきた国の施策に原因があり、何よりもまず国に処遇改善も含めた職員確保対策を求めるべきである。そのうえで、県としても思い切った職員処遇改善と確保対策を進めるべきである。

よって本議会は、直ちに特養ホーム関連予算の執行停止を解除し、特養ホーム募集事務を開始することを強く要望するものである。

以上、決議する。

平成３０年６月２２日

飯 能 市 議 会

提案理由

本決議を埼玉県知事に提出するため提案するものである。